

郵送による特例転出届（有効なマイナンバーカード所持）

飯田市長（兼国民健康保険異動届・国民年金異動届）

◎太枠の中を記入してください。

届出人	氏名 (署名)	(転出する本人以外が届け出する場合は代理人の署名)
	住所	(□ これからの住所に同じ)
	電話番号	(平日昼間に連絡がとれる電話番号)

届出の日 (郵送日)	令和	年	月	日
異動の日 (住み始める日または住み始めた日)	令和	年	月	日
これからの住所	方書(アパート名等)		フリガナ 世帯主 氏名	
いままでの住所	方書(アパート名等)		フリガナ 世帯主 氏名	
転出する人すべての氏名	フリガナ	生年月日	続柄	性別
1				男・女
2				男・女
3				男・女
4				男・女
5				男・女

【注意事項】

- ① マイナンバーカードのコピー（表面のみ）を右の貼り付け欄へ張り付けてください。
- ② 飯田市発行の印鑑登録証・資格確認証をお持ちの方は、同封してください。
- ③ 転出する本人または世帯主が届け出をしてください。
- ④ 転出する本人または世帯主以外が届け出する場合は委任状を同封してください。
また、本人の本人確認書類と別に代理人の本人確認書類のコピーを貼り付けてください。
- ⑤ 手数料は無料です。
- ⑥ マイナンバーカードを利用した転出は、住み始めた日から14日以内にこれからの住所の役場で転入手続きができる方のみが対象です。郵送が届く日数を考慮したうえで届出をしてください。（住み始めた日から15日以上過ぎる場合は、「有効なマイナンバーカードをお持ちでない方用」の様式でお手続きをしてください。）

事務処理欄	受付	入力	照合	国保	通知
				有・無	要・不

【問い合わせ先】

☎0265-22-4511

内線5421・5422（市民課住民記録係）

【郵送先】

〒395-8501

長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市役所市民課住民記録係

【送付前チェック】

- 有効なマイナンバーカードを所持している
- 住み始めた日から14日以内に新住所の役場で手続きできる
- 本人確認書類の貼り付け
- 印鑑登録証・資格確認書等同封（お持ちの場合のみ）
- 委任状同封（代理人が届け出する場合のみ）

【本人確認書類のコピー貼り付け欄】

--